

令和6年度 富津市第3子以降学校給食費無償化事業のおしらせ

多子世帯に対する経済的負担の軽減のため、富津市立小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償化します。

なお、令和6年4月からは、申請して免除決定された方については、免除開始日から児童・生徒が小・中学校在学中の期間は免除が継続となり、毎年申請書を提出する必要はなくなります。



○ 無償化の対象となる保護者

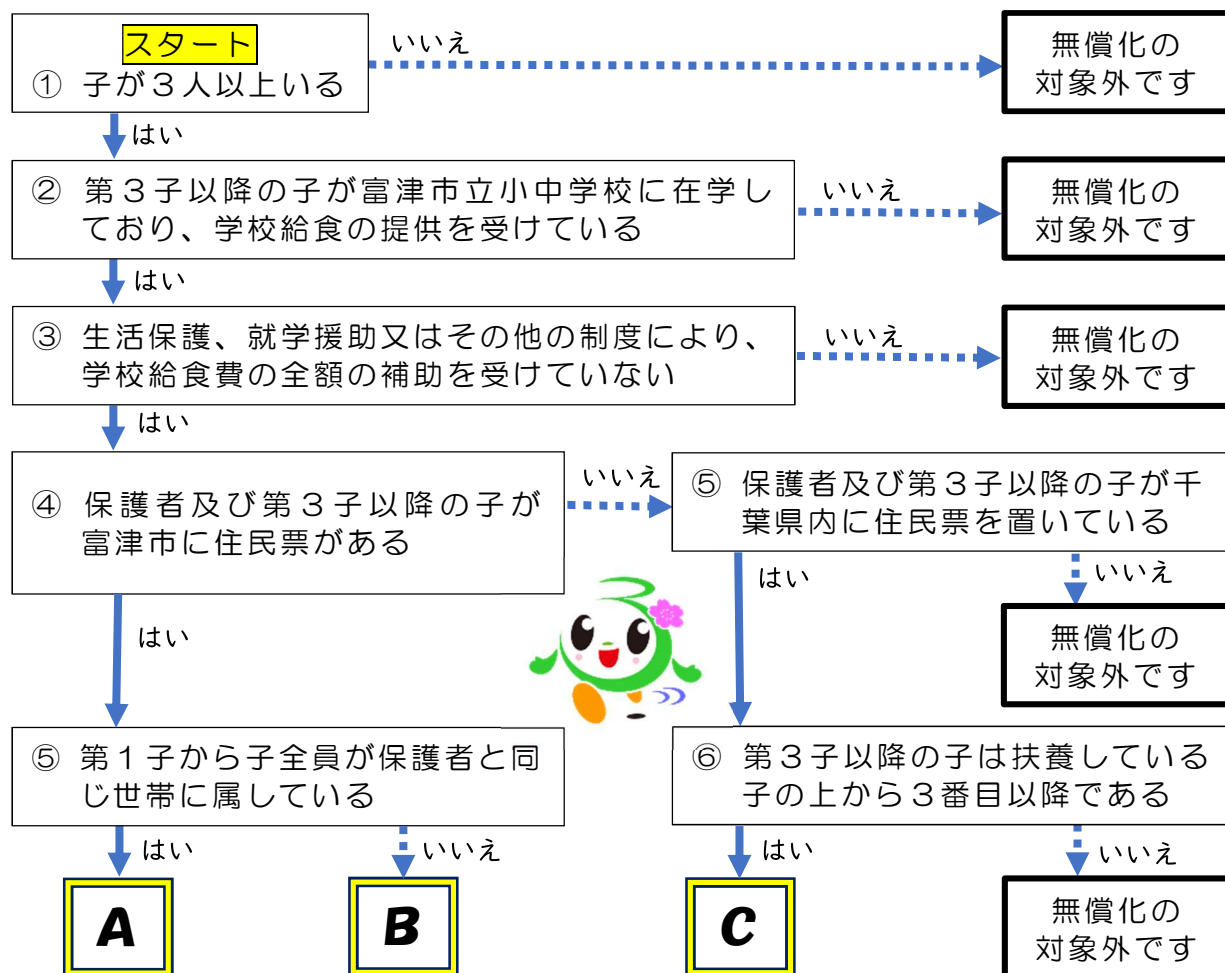
以下の①から③をすべて満たしている保護者が対象となります。



- ① 子が3人以上いること。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が富津市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- ③ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていないこと。

対象者についての詳細は、下記のフローチャートをご確認ください。

申請確認フローチャート





判定結果：A 無償化の対象です

Web フォームをご確認の上、富津市第3子以降学校給食費免除申請書へ必要事項を記入し、保険証の写しを添付の上ご提出ください。

判定結果：B 無償化の対象です

子が別世帯の場合は、子であることを確認できる書類（戸籍謄本等）の提出をお願いします。Web フォームまたは、富津市第3子以降学校給食費免除申請書へ必要事項を記入し、保険証の写しを添付の上、ご提出ください。 ※ご不明な点がある場合は、お問合せください。

判定結果：C 無償化の対象です ※毎年申請書の提出が必要で

扶養している子の範囲で対象となります。Web フォームまたは、富津市第3子以降学校給食費免除申請書へ必要事項を記入し、保険証の写しを添付の上、ご提出ください。



○ 申請手続き

- QRコードを読み込み申請してください。
- QRコードが読み取れない場合は、下記の URL から申請してください。



web フォーム

<https://logoform.jp/form/v3ao/233690>

- web フォームで申請できない場合は、ホームページから「第3子以降学校給食費免除申請書」を印刷して、必要事項を記入し提出してください。

○ 提出書類

- 保険証の写し（富津市立学校に在学している児童生徒及び未就学児の保険証の添付は必要ありません）

○ 受付締め切り

4月19日（金） 新1年生又は新規に申請される方

4月19日（金）までに提出した場合は4月分から免除となります。提出期限を過ぎた場合は、無償化期間が短くなりますので必ず申請して下さい。

○ 提出先・問い合わせ先

富津市役所学校教育課給食係 電話：0439 - 80 - 1343

〒293 - 8506 富津市下飯野 2443 番地



ホームページ